

平成26年

第1回市議会定例会 議案第35号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年函館市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第1号中「第3号」を「次号」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項各号列記以外の部分中「第1号または第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号または第2号に掲げる額および第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附則第17項各号列記以外の部分中「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」に改め、同項第1号ア中「100分の9」を「100分の7」に改め、同号イ中「100分の7.2」を「100分の5.2」に改め、同号ウ中「100分の6.2」を「100分の4.2」に改め、同号エ中「100分の5.2」を「100分の3.2」に改め、同号オ中「100分の4」を「100分の2」に改め、同項第2号中「100分の4」を「100分の2」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項各号列記以外の部分中「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」に改め、同項第1号中「100分の9」を「100分の7」に改め、同項第2号中「100分の7.2」を「100分の5.2」に改める。

（函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第3条 函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和52年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる職員」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（管理者が指定する者を除く。）」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（住居手当に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第12条の2第1項および第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成28年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同項第2号中「5,500円」とあるのは、施行日から平成27年3月31日までの間は「4,000円」と、同年4月1日から平成28年3月31日までの間は「2,000円」とする。

3 第3条の規定による改正前の函館市企業職員の給与の種類および基準に関する条例第6条の規定は、施行日から平成28年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

(提案理由)

職員の自宅に係る住居手当を廃止し，ならびに一般職の職員の給料月額および給料月額を算定基礎とする手当等の額を平成26年4月から平成27年3月までの間について減額するため